

情個審 第 26 号

平成 27 年 7 月 22 日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 26 年 8 月 25 日付け人諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「売店の利用規定に関する文書」不開示決定（不存在）に係る異議申立事案

（情報公開諮問第 168 号）

（情報公開答申第 142 号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

平成26年7月4日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる行政文書の開示を請求した。

「売店の利用規定について一切の件」

2 実施機関の決定及び通知

平成26年7月18日、実施機関は、上記開示請求に係る行政文書については、職員が売店を利用する際の規定がないため、存在しないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成26年8月15日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 売店の利用規定については、茨城県職員服務規程（昭和41年茨城県訓令第5号。以下「服務規程」という。）第17条第1項で「職員は、勤務時間中みだりに所定の勤務場所を離れてはならない。」と規定されており、第2項で「職員は、勤務時間中一時所定の場所を離れるときは、上司又は他の職員に行先を明らかにしておかなければならない。」と規定されている。

- (2) 県職員は、地方公務員の立場をよく理解し、県民に奉仕すべき立場であることを考えるべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人が開示を求めている行政文書は、職員の売店利用に関して定めた規則、規程等であると認められるが、実施機関は、本件処分を行うに当たって、改めて、服務に関する規則、規程等を点検したが、そのような規定のある規則、規程等は存在しなかったため、本件処分を行った。
- 2 異議申立人は、売店の利用規定としては、服務規程第17条が存在すると主張しているが、当該規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に規定される職員の職務専念義務の観点から、勤務時間中は所定の勤務場所で業務に従事すること等を定めたものであり、「売店の利用規定」には該当しない。
- 3 服務規程第17条には、「売店」の文言がないほか、当該規定は売店のない庁舎に勤務する職員にも適用されており、同条が売店の利用規定に該当するとはいえない。
- 4 したがって、服務規程が開示請求に係る行政文書に該当するとする異議申立人の主張は失当である。
- 5 以上のことから、開示請求に係る行政文書が存在しないことを理由に行った本件処分は、条例に基づいた適正なものであると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 開示請求に係る行政文書について

開示請求に係る行政文書は、職員が庁舎内の売店を利用する際の方法等に関して規定した規則、規程等（以下「本件行政文書」という。）であると認められる。

実施機関は、本件行政文書は存在しないとしているが、異議申立人は、売店の利用規定については、服務規程第17条で規定されていると主張していることから、以下本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人が、売店の利用規定については、服務規程第17条で規定されていると主張していることから、当審査会において、服務規程を見分したところ、当該規程には、職員が庁舎内の売店を利用する際の方法等について明文化されていないことから、本件行政文書には該当しないと認められる。

また、本件処分を行うに当たって服務に関する規則、規程等を点検した結果、本件行政文書は存在しなかったとする実施機関の主張に不自然・不合理的な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、本件行政文書は存在しないとして実施機関が行った本件処分は、妥当であると判断する。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成26年	8月	25日	諮問受理
平成26年	10月	9日	諮問庁意見書受理
平成27年	2月	13日	異議申立人意見書受理
平成27年	5月	27日	審査（平成27年度第2回審査会第一部会）
平成27年	7月	2日	審査（平成27年度第3回審査会第一部会）